

短期入所療養介護(ショートステイ)利用料一覧表(加算型)No.2

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です。ただし、食費、滞在費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費・滞在費の負担限度額が、1日にお支払いいただく食費・滞在費の上限となります。以下の金額が、短期入所療養介護費・滞在費・食費・日常生活品費(トイレトペーパー・シャンプー・石鹸・ペーパータオル等)・個別リハビリテーション実施加算・夜勤職員配置加算・サービス提供体制加算(Ⅱ)・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の合計金額です。

【多床室(2人~4人部屋)】

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
要介護1	1日	1,763 円	2,493 円	2,893 円	3,193 円	3,345 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護2	1日	1,813 円	2,543 円	2,943 円	3,243 円	3,395 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護3	1日	1,877 円	2,607 円	3,007 円	3,307 円	3,459 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護4	1日	1,930 円	2,660 円	3,060 円	3,360 円	3,512 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護5	1日	1,985 円	2,715 円	3,115 円	3,415 円	3,567 円
	30日	円	円	円	円	円

【個室(従来型個室)】

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
要介護1	1日	2,236 円	2,536 円	3,756 円	4,056 円	4,559 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護2	1日	2,284 円	2,584 円	3,804 円	4,104 円	4,607 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護3	1日	2,347 円	2,647 円	3,867 円	4,167 円	4,670 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護4	1日	2,401 円	2,701 円	3,921 円	4,221 円	4,724 円
	30日	円	円	円	円	円
要介護5	1日	2,454 円	2,754 円	3,974 円	4,274 円	4,777 円
	30日	円	円	円	円	円

* 下記が食費・滞在費の負担限度額です。

多床室	食費	滞在費
1段階	300円	0円
2段階	600円	430円
3段階①	1,000円	430円
3段階②	1,300円	430円
4段階(非該当)	1,445円	437円

従来型個室	食費	滞在費
1段階	300円	550円
2段階	600円	550円
3段階①	1,000円	1,370円
3段階②	1,300円	1,370円
4段階(非該当)	1,445円	1,728円

利用者負担段階	主な対象者		※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額(夫婦の場合)(※)
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円) 以下
第2段階	・世帯全員が	年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円) 以下
第3段階①	市町村民税	年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円) 以下
第3段階②	非課税	年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円) 以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

第1段階	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、生活保護もしくは、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階①	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、利用者負担段階が上記第1段階～第2段階のどちらでもない方(課税年金収入が80万円～120万円の方など)
第3段階②	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、利用者負担段階が上記第1段階～第3段階①のどちらでもない方(課税年金収入が120万円超)
第4段階	上記第1段階～第3段階①②のどちらにもあてはまらない方(世帯全体が、市町村民税課税である方)